

陳情第8－8号

mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見
書提出を求める陳情

受理年月日 令和8年9月18日

陳情の要旨

全国の市民が実施した「コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト」による全国307市区町村の接種後死亡観測データでは、2026年8月11日時点で、接種当日・翌日の死亡が1,192人に上ることが確認されています（資料1参照）。また、接種から3～4か月後に死亡数のピークがみられ（資料2参照）、接種後半年以上の長期にわたり死亡数が上昇するという深刻な傾向が示されています。厚生労働省がウェブサイト上で公開しているとおり、予防接種健康被害救済制度における認定数も増加の一途をたどっていますが（資料3参照）、自治体の開示データに照らせば、これは「氷山の一角」である可能性が極めて高いと指摘されています。そもそもmRNAワクチンは、体内の標的細胞が特定されぬまま特例承認として接種が開始された経緯があります。その薬液は全身を巡るため、あらゆる細胞がmRNAを取り込む可能性が排除できません。さらに、体内におけるスパイクタンパク質の長期的な検出や、免疫抑制が生じる懸念など、安全性の検討が未だ不十分であるとの指摘が専門家からもなされています（資料4参照）。こうした事態を受け、一部の地方自治体議会ではすでに国への意見書が可決されています。令和7年12月11日には福島県喜多方市議会、令和8年3月17日には青森県下北郡大間町議会（全会一致）、同年3月19日には徳島県小松島市議会において、同一趣旨の陳情が採択され、国に対して接種事業の中止を求める「意見書」が相次いで可決されました。

国分寺市議会におかれましても、これら他自治体の先例を踏まえ、住民の生命と健康を守るという地方自治体の最も重要な責務に鑑み、同様の慎重かつ責任ある御判断を賜りますよう強く要望いたします。

【参照資料】

- ・ 資料 1 : 全国307市区町村接種後死亡観測データ
(ウェブサイト : <https://disclosuredb.com/db2.0/>)
- ・ 資料 2 : 接種後死亡推移等に関するデータ
(ウェブサイト : <https://zenodo.org/records/18649880>)
- ・ 資料 3 : 厚生労働省公開 予防接種健康被害救済制度認定数に関する資料
(ウェブサイト : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75081.html)
- ・ 資料 4 : mRNAワクチン接種後より汗疹様水疱を繰り返す症例で、表皮内汗管とエクリン汗腺mRNAワクチン由来のスパイクタンパクの長期残留及び免疫抑制に関する研究資料 (ウェブサイト : 論文 URL : <https://www.kochi-u.ac.jp/news/20240410/21015/>)

陳情事項

地方自治法第99条の規定に基づき、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）の国民への接種を中止することを求める意見書を、国に対して提出すること。なお、本陳情の検討に当たっては、資料を確認し熟慮の上で行い、本陳情の審査結果については、議会だより等に掲載し、広く住民への周知をお願いしたい。